

薬物を使った性暴力事件 東京地裁で画期的判決！

薬物を使った性暴力は、卑劣な行為であるにもかかわらず、「直後の検査で検出されない限り証明が難しい（警察が検査してくれないことも多い）」「被害者の記憶が鮮明でない場合が多く証言することが難しい」など裁判をするのにも多くのハードルが立ちまわります。

今回の公開講座では、薬物を使った性暴力事件に医師として意見書を書き、また良き支援者として原告に寄り添ってこられた長井子エ子さんを講師にお呼びします。この事件は2016年3月、民事裁判で勝利判決を勝ち取りました。判決では、薬物の使用は断定されませんでした。「薬物を使用したと疑うことには相応の根拠がある」とし、被害者の供述についても「欠落や曖昧に見える部分もないではないが、酩酊、意識や記憶の喪失、覚醒直後、衝撃的かつ思い出すことも苦痛となる性的被害の体験と言った事情を考えれば、そのような部分が存することはむしろ当然」と、被害者の供述の信用性が全面的に認められました。また、酩酊状態での性暴力に対し、その状態に乗じた加害者の悪質性を断じ、「被害者の落ち度と見ることは相当ではない」とはっきりと示す素晴らしい結果でした。

長井さんには、この裁判の意義、判決内容について話していただきます。薬物やアルコールを使った性暴力事件が増加している現状で、貴重なお話を伺えると思います！



● 日時 2016年6月25日(土)
13時30分～17時

● 場所 エルおおさか・南館101
(大阪府立労働センター)

● **ご注意ください！**
いつもと日時と会場が異なります

● 講師 長井子エ子さん
(にれの木クリニック院長)

● 会費 1000円
*維持会員の方は無料です。

**参加は
女性のみ**

お問い合わせ

性暴力を許さない女の会

大阪市東淀川郵便局私書箱15号

TEL 06-6322-2313 (毎週火曜日 夜7～9時のみ)